

平成28年度 第2回人事委員会 会議結果

1 開催日時

平成28年5月9日（月）午前10時～10時15分

2 開催場所

審理監査室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】	委員長	曾我紀厚			
	委員	中原都			
	委員	上田博久			
【事務局職員】	事務局長	三王寺由道	次長兼任用課長	今岡誠一	
	給与課長	吉野一朗	係長	富山哲明	
	係長	湯ノ口修	係長	古川真史	
	係長	牧田茂人			
【傍聴者】	なし				

4 議題

議案第1号 人事委員会定めの制定について（人事委員会事務局長に係る「人事評価実施要領」関係）

議案第2号 人事委員会委員長通知の一部改正について（職員の任用に関する規則の解釈及び運用方針関係）

5 議事の公開・非公開

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、公開とすることについて全員の合意を得た。

6 議事

◇議案第1号

人事委員会定めの制定（人事委員会事務局長に係る「人事評価実施要領」関係）について、事務局が説明し、事務局長が一時退席後に審議し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり実施要領を制定しようとするもの。

1 制定する実施要領の名称

人事委員会事務局長に係る人事評価実施要領

2 制定理由

- 人事委員会事務局の次長以下の職員については、知事部局の「人材の育成及び人事評価等に関する実施要領」を準用して人事評価を実施しているが、この度、地方公務員法の改正により、全ての一般職の職員を対象に人事評価を実施することが義務付けられた。
- これに伴い、現在人事評価を実施していない、人事委員会事務局長を対象として、新たに「人事評価実施要領」を定める必要がある。

3 実施要領（案） ※知事部局に準じた内容

(1) 概要

<評価の対象となる職員>

- ①被評価者 事務局長
- ②評価者 委員長

<現行の人事評価制度との相違点等>

- ・事務局長については、その職位、職責等の特性を考慮して評価項目や実施手順等を簡素化して実施。

【質 疑】

委 員

今回対象は一人か。

事務局

行政委員会として独立している組織として定めているのは局長一人、知事部局であれば10人あまりである。労働委員会、監査委員も同じである。

委 員

実質、評価項目とか様式とかも同じような内容なのか。

事務局

知事部局に準じている。

委 員

今までは部局長に関してはどうしていたのか。

事務局

部局長以上は評価していなかった。

委 員

部下職員がするのも一つの手であると思う。ボトムアップになる。

委 員

委員長が評価するというのは、他の委員の意見も吸い上げて決定するという趣旨だろう。

他の職員からの評価も視点としてはありだが、建て付けとしては長がやることになっているのだな。運用としてどうしていくのか悩ましい。我々は断片的にしか見ておらず、ある程度漠然としたものにならざるを得ない。

事務局

委員会の運営の場においてしっかり見ていただくことが基本となる。

委 員

一回の評価で決まるのか。

事務局

そうである。

委員

一次評価者などはないのか。

事務局

ない。知事部局でも同様で、部局長の評価は知事が行うのが原則。

委員

委員長は他の意見を聞くのだろうが、職員の意見を聞くかどうかは委員長次第なのだろう。本人から話を聞くことはあるのかもしれない。

事務局

職員の評価では本人との評価後面談とセットである。

委員

一回目やるときは手探りとなるが、委員同士で相談しながらやるのがよいと思う。

委員

評価根拠が難しい。

事務局

今月末までにさせていただくことになる。

◇議案第2号

人事委員会委員長通知の一部改正（任用規則運用方針関係）について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり通知の一部を改正しようとするもの。

1 改正する通知の名称

職員の任用に関する規則の解釈及び運用方針

2 改正理由

(1) 選考により採用する職（平成18年鳥取県人事委員会告示）第1項に規定する職のうち、慢性的に人材が不足する等の理由により頻繁に募集が必要な職について、職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づき、募集の都度行われる人事委員会への選考職承認手続を簡略化し、より機動的に募集が行えるよう、同一内容の選定方法及び選定基準の場合で人事委員会が特に必要と認める期間については、初回の選考職承認のみで複数回の募集を可能とする。

この場合、期間満了後も選考を行おうとする場合の承認手続漏れ等の防止のため、人事委員会の特例承認を受けた期間中の選考であることを、採用候補者選考結果通知書（人事委員会作成様式）に明示する。

(2) その他所要の規定の整備。

3 施行日

平成28年5月9日

【質疑】

委員

承認期間の始まりは最初に申請があったときか。

事務局

そのとおり。

委員

基本的に遡ることはないのだな。

期間の目途はどれくらいか。規定上定めはないのか。

事務局

特例承認の申請時に必要性を書いてもらう。

事務局

様式第10号に期間と理由を書いて申請してもらい承認しようとするもの。

委員

あとの細かく直っているところは何か。

事務局

これは年度末の改正漏れである。

7 次回人事委員会の開催

平成28年5月19日（木）午前10時から開催することとした。